

ペナルティ解除サービス個別規定

(Web関連サービス概要)

第1条 当社は、ペナルティ解除サービス（以下、「本サービス」という。）として、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo!（Google提携サイトを含む）の2社（Yahoo!ディレクトリを除く）（以下、「検索エンジン」という。）を対象とし、検索エンジンからペナルティが科されていると推定されるウェブサイトについて、サイト状態を正常化し、ペナルティを解除させるための作業を行います。

(確認事項)

第2条 お客様は、当社による本件業務の履行やお客様による施策の実施によっても、ペナルティ解除が保証されるものではないこと、URL表示順位の上昇が達成されない場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価を返還しないことを承諾したものとします。

(お客様による作業)

第3条 当社は本申込書を頂戴するまでに、内部施策案等お客様に実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様が係る作業の実施を完了してから2ヵ月が経過しない間は、契約の解約ができません。

(ペナルティ解除判定)

第4条 ペナルティ解除の判定は、当社が別途定めた回数・時間において、当社が定める方法により実施します。ただし見積書に定めのある場合又は相互の確認により別途基準を定めた場合には、その内容が優先します。

(違約金)

第5条 お客様がウェブページ・ドメインの抹消等検索順位を低下させる行為を行った場合、その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヵ月分を当社に支払うものとします。契約期間中に本契約の解約を希望する場合には本来の契約期間満了までの料金を支払うものとします。

株式会社PLAN-B
制定：2013年9月1日
改訂：2023年4月14日